

令和3年度

屋久島町会計年度任用職員募集要項

【産業振興課（農業委員会）】

1 受付期間

令和3年2月10日（水）～令和3年2月26日（金）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集人数	主な職務内容
農地相談業務・事務補助	1	農地法や農地の利活用に関する相談への対応 農地制度の普及・啓発等 各種調査等に係る事務補助

3 勤務条件

任用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
勤務日	月15日（月曜日～金曜日）
勤務時間	8：30～17：15 ※休憩時間60分あります。
勤務場所	屋久島町役場 本庁舎2階【農業委員会事務局（産業振興課内）】
給 与	日額6,957円～ ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸 手 当	通勤手当（通勤距離に応じて変動あり） ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険等の適用あり
災 害 補 償	公務災害補償制度が適用されます。
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
そ の 他	・給与等支給日 毎月10日

4 受験資格

応募にあたり、特別な資格は必要ありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

5 試験方法

面接日	書類選考 ※必要に応じて個別面接実施
試験内容	主として識見、農業経験等を評価します。

6 面接及び合格発表の日時・場所

面接日	令和3年3月 日 ()
面接場所	屋久島町役場 本庁舎
合格発表	令和3年3月下旬に合格者に通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、 <u>希望する職種及び農業経験年数を書面に記入しておいてください。</u>
提出期間	令和3年2月10日（水）～令和3年2月26日（金）の間
提出方法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。 ②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。） ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 屋久島町役場産業振興課 農業委員会事務局 宛て 【メールの場合】 nougyou@town.yakushima.kagoshima.jp

8 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 申込から採用まで

- ① 申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ②受付期間終了後、書類選考（※必要に応じて個別面接実施）
⇒⇒ ③採用決定後に、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始となる。

・採用は、令和3年4月1日の予定です。

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。
- ・任用期間は、1会計年度になりますが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

10 その他

この募集は、令和3年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では令和3年度の予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更になる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 産業振興課 農業委員会事務局

〒891-4207

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL 0997-43-5900 内線 251

FAX 0997-43-5905